

名古屋市公立保育所における
紙おむつ等定額利用サービス事業者募集要項

名古屋市子ども青少年局保育部保育運営課
令和8年1月

1 趣旨

保護者や職員の負担軽減、利便性の向上等を目的とし、本市の公立保育所において使用する紙おむつ及びおしりふき（以下、「紙おむつ等」という。）の定額利用について、保護者が希望する場合に当該サービスを提供する事業者を募集するもの。

2 事業実施期間

令和8年3月1日から令和10年3月31日まで

ただし、準備が整った保育所から順次実施するため、開始時期は保育所によって異なる。

3 参加資格要件

- (1) 別紙「名古屋市公立保育所における紙おむつ等定額利用サービス事業仕様書」に従い、サービスの提供ができること。
- (2) 1つ以上の自治体の公立認可保育施設で導入実績があること。

4 候補事業者の選定スケジュール（予定）

スケジュール	日程
募集開始日（募集要項等の配布）	令和8年1月13日（火）
質問受付締切日	令和8年1月15日（木）17時必着
質問に対する回答日	令和8年1月19日（月）まで
提出書類受付締切日	令和8年1月28日（水）17時必着
選定結果の通知日	令和8年2月上旬
覚書締結	令和8年2月中旬

覚書締結後、市内保育所で構成する8班（グループ）毎に1事業者を保護者投票により選定し、順次実施する。

（参考）班の構成

- 1班：千種区、西区 2班：東区、北区 3班：中村区、中川区
- 4班：中区、守山区 5班：昭和区、瑞穂区、南区 6班：熱田区、港区
- 7班：緑区 8班：名東区、天白区

5 質問の受付及び回答

提出書類の作成に関して質問がある場合は、下記にて受付及び回答を行う。

（1）受付方法

電子メールによる受付とする。連絡の際は、メール件名を「紙おむつ等定額利用サービス事業に関する質問」とし、本文に「事業者名」「担当者名」「所属・役職等」「電話番号」「メールアドレス」を明記の上、後述「11 担当者」まで連絡すること。

(2) 受付期間

令和8年1月13日（火）から令和8年1月15日（木）17時まで

(3) 質問に関する回答

令和8年1月19日（月）までに、名古屋市公式ウェブサイトにて掲載する。

6 参加申し込み

本募集への参加希望者は以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

応募申込書

(2) 提出先

後述「11 担当者」まで

(3) 提出期間

令和8年1月13日（火）から令和8年1月28日（水）17時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。なお、郵送の場合は、書留等の配達記録が残る方法にて、提出期間内に必着とする。また、郵送で提出した旨を後述「11 担当者」まで電話連絡し、到着を確認すること。

(5) 銘柄の考え方

参加事業者は、紙おむつ等の銘柄を1つ選択した上で申込を行うこと。紙おむつ等は、おしりふきを含め統一した銘柄で各園の利用者に提供するものとする。

7 候補事業者の選定方法

(1) 審査の方法

市における候補事業者の選定は書類審査によるものとする。参加事業者が1者の場合も、所定の審査の上、決定する。

ア 書類審査を行い「3 参加資格要件」を満たさない項目がある場合は失格とする。

イ アの条件を満たした者の中から、紙おむつ等の銘柄毎にサービス月額料金と最も低額な決済手段の手数料を合わせた金額（以下、「提示価格」という。）が最も低額となる事業者を候補事業者に選定する。その際の候補事業者数は応募があつた銘柄の数とする。なお、サービス月額料金は、利用者が支払う基本となる月額料金を指しており、トイレトレーニングなどのための安価なプランの提案については考慮しない。

ウ 同一銘柄において複数の事業者の提示価格が同額の場合は、無料トライアル期間が長い事業者を選定する。無料トライアル期間が同じである場合は、令和7年12月までに導入した自治体数（本市を除く）が多い事業者を選定する。いずれも同数の場合はくじにて選定する。

(2) 選定に関するスケジュール

前記「4 候補事業者の選定スケジュール（予定）」に示すとおり

(3) 選定結果

選定結果は、本募集に参加したすべての事業者に通知する。

8 覚書の締結

(1) 覚書の締結

- ア 選定された候補事業者と本市において覚書を締結する。この場合、選定された事業者は、速やかに覚書が締結できるよう手続きを進めなければならない。
- イ 選定された事業者が、覚書締結までの間に前記「3 参加資格要件」のいずれかに該当しなくなった場合、該当していないことが判明した場合、又は提出書類に虚偽があった場合は、事業者の決定を取り消し、その者とは覚書を締結しない。

ウ 選定された事業者との覚書の締結が成立しなかった場合は、応募申込書の提示価格が同額の事業者が1者ある場合は当該事業者、同額の事業者が複数ある場合は、7（1）ウと同様の方法で、候補事業者を選定し、覚書を締結する。同額の事業者がいない場合は、次に低い提示価格の事業者と覚書を締結する。

(2) 覚書金額

提出された応募申込書の金額とする。

9 実施園の選定方法

(1) 各班（グループ）の保護者投票

市における候補事業者の中から各班（グループ）の保護者投票により、実施事業者を決定する。なお、実施事業者決定後の辞退はできないものとする。

(2) 事業者の決定

各班（グループ）の保護者投票により選ばれた実施事業者には、結果を市から通知する。

(3) 覚書締結後のスケジュール（最短期間で導入する場合の想定）

スケジュール	日程
保護者投票	令和8年2月中旬
選定事業者への通知日	令和8年2月下旬
無料トライアル開始日	令和8年3月1日

10 留意事項

提出書類は、いかなる理由を問わず返却しないものとし、本市の定める保存期間満了後、本市の責においてすべて処分するものとする。また、本市はこれを本選定以外では使用しない。

11 担当者

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市子ども青少年局保育部保育運営課 担当：神谷、櫻井

TEL：052-972-2525

FAX：052-972-4116

E-mail：a2525@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp